



オガシ 男 鹿 市

「自然・文化・食を大切にする 観光交流都市」
－ なまはげの心を全国に －




| | | | |
|---------|------------|-------|----|
| 合併期日 | 平成17年3月22日 | 合併の方式 | 新設 |
| 合併関係市町村 | 男鹿市、若美町 | | |

| | |
|--------|--|
| 所在地 | 男鹿市船川港船川字泉台66番地1 |
| 電話 | 0185-23-2111 |
| FAX | 0185-23-2424 |
| ホームページ | http://www2.city.oga.akita.jp/ |
| Eメール | p_relations@city.oga.akita.jp |

| | | | |
|----|--------|-----------------|--------------|
| 面積 | 240.80 | km ² | (H12国土地理院調査) |
| 内訳 | 198.15 | km ² | 男鹿市 |
| | 42.65 | km ² | 若美町 |

| | | | |
|----|--------|---|-----------|
| 人口 | 38,130 | 人 | (H12国勢調査) |
| 内訳 | 30,469 | 人 | 男鹿市 |
| | 7,661 | 人 | 若美町 |

| | | | |
|-----|--------|----|-----------|
| 世帯数 | 12,105 | 世帯 | (H12国勢調査) |
| 内訳 | 9,945 | 世帯 | 男鹿市 |
| | 2,160 | 世帯 | 若美町 |

| | | |
|--------------|---|---|
| <p>位置・地勢</p> | <p>秋田県臨海部のほぼ中央、日本海に突き出た男鹿半島の大部分を占める男鹿市は、北側に三種町、東側に大潟村、南東側に潟上市と接している。</p> <p>男鹿半島は、米代川と雄物川の運搬土砂の堆積によってできた砂州で本陸と結ばれた陸繋島で、西部は山岳地形、その周囲は海岸段丘となっている。</p> <p>半島北端の入道崎から西海岸を経て南部の門前にかけてのダイナミックな海岸美は、奇岩怪岩が目を引き、紺碧の海と濃厚な山の緑に包まれて訪れる人々の目を楽しませている。</p> <p>気候は、冬季に日本海からの季節風が吹き付ける積雪寒冷地だが、内陸部よりは降雪が少なく、比較的温暖な地域となっている。</p> <p>また、県庁所在地の秋田市までの距離が35～40km、能代市までもほぼ同距離であり、両市の経済圏、通勤圏となっている。</p> |  |
|--------------|---|---|

| | |
|--------------|---|
| <p>産業・観光</p> | <p>男鹿市は、男鹿半島の豊かな自然や多くの文化財を活かした観光、稲作を中心としながら露地メロンや和なし、葉タバコなどを生産する農業、良好な漁場を多く有した水産業などの主要な産業のほか、さまざまな産業資源に恵まれており、それぞれの特色を活かした産業振興を図っている。</p> <p>特に半島北部の海岸から西部にかけての地域と東部の寒風山を含む一帯は国定公園に指定されており、その面積は81.56km²と市全域のほぼ4割に相当する。</p> <p>秋田県を代表する観光地で、戸賀地区にある水族館「GAO」、真山地区にある「なまはげ館」「真山伝承館」は、家族連れの人気を集め、宿泊には、男鹿温泉郷をはじめとするホテル・旅館・民宿のほか、コテージ村、2ヶ所のオートキャンプ場など、多様に対応できる施設がある。</p> <p>また、豊かな海は、四季を通じて太公望の姿が絶えることがなく、半島東部の寒風山山頂からは、半島一帯、八郎潟干拓地、鳥海山、白神山地などが一望できるほか、眼下に広がる田園と里山のたたずまいは美しい水のある風景として安らぎを与えてくれる。</p> <p>そして、国指定重要無形民俗文化財の奇習「なまはげ」は、全国的にも知名度が高く、秋田を代表する行事として認知されている。</p> |
|--------------|---|



入道崎



夕日



なまはげ柴灯まつり

| 組織 (合併後初代) | 市長 | 助役 | 収入役 | 議長 | 副議長 |
|---------------|-----------|----------------------|-----------|----------------------|----------------------|
| | 佐藤 一誠 | 佐藤 文衛 | 伊藤 正孝 | 杉本 博治 | 佐藤 善市郎 |
| | H17.4.17～ | H17.5.10～ H19.6.4 | H17.5.10～ | H17.4.4～ H18.4.21 | H17.4.4～ H18.4.21 |

| | |
|----------|--|
| 行政 施策 | <p>まちづくりの基本目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 郷土の誇りを全国へ、活力あふれる産業づくり 2 いのち輝く、いきいき福祉のまちづくり 3 人と自然が共存する、暮らし潤う環境づくり 4 のびのび育む、創造力あふれるひとづくり 5 地域の心を未来に引き継ぐ、文化・伝統のまちづくり 6 みんなが主役、ともに生き、ともに育む地域づくり <p>重点プロジェクト</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「なまはげ」プロジェクト ○なまはげブランドの創出 ○総合的な観光サイン計画 ○伝承としての学習 2 「元 氣」プロジェクト ○観光ネットワークの整備確立 ○地産地消の促進と販路の拡大 ○農業・漁業関連の基盤整備 3 「都市機能」プロジェクト ○中心市街地の活性化 ○生活・広域道路の整備 ○情報通信ネットワークの整備 ○港湾整備 4 「暮らし」プロジェクト ○資源循環型社会の実現 ○自然環境の保全と共生 ○災害に強いまちづくり 5 「ひ と」プロジェクト ○保健・医療・福祉の連携強化 ○地域で見守る子育て環境の整備 ○学区再編と教育関連施設の整備 ○文化・スポーツ活動拠点施設の充実 |
|----------|--|



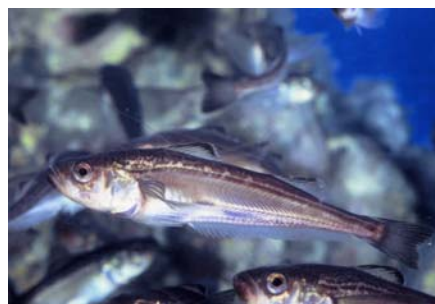
市の木「すぎ」



市の花「つばき」



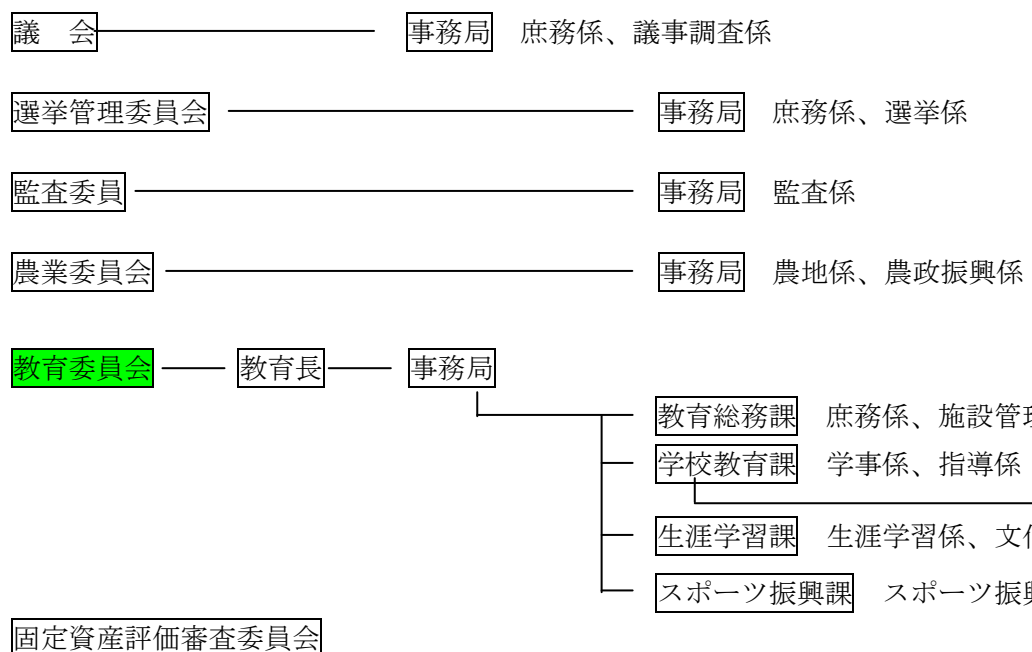
市の鳥「あおさぎ」



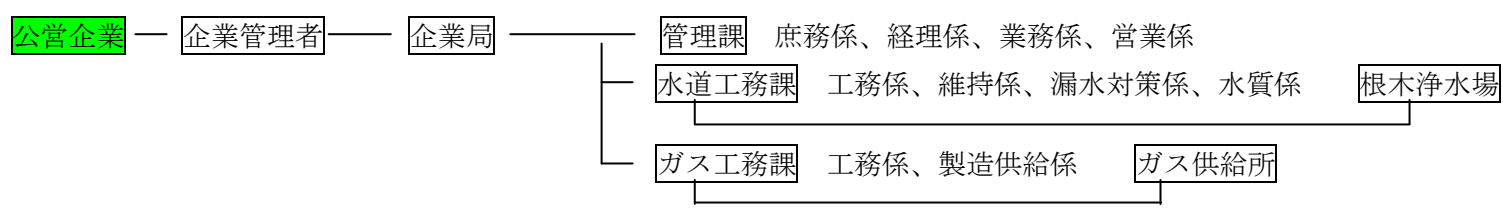
市の魚「はたはた」

新 市 組 織 機 構

凡 例
 分庁舎



【教育機関】
 若美総合体育館・図書館・中央公民館・地区公民館
 若美コミュニティセンター・市民文化会館・市民ふれあいプラザ
 教育研究所・小学校・中学校・ふるさと資料館
 ※男鹿市総合体育館 (17.7.1 開館予定)



1 合併関係市町村の沿革

男鹿市:昭和29(1954)年の船川港町、脇本村、五里合村、男鹿中村、戸賀村の5町村の合併により誕生し、昭和30(1955)年には、北浦町、船越町を編入した。

昭和40(1965)年に秋田湾地区新産業都市の指定を受けて港湾整備や工場立地が進められ、昭和58(1983)年から平成7(1995)年にかけて国家石油備蓄基地が建設されるなど、工業基地として発展してきた一方で、昭和30年代以降、美しい自然景観を生かした観光施設の整備に努め、昭和48(1973)年には全国唯一1市単独での国定公園の指定を受けるなど、東北有数の観光地としての地位を確立している。

若美町:昭和31(1956)年の払戸村、潟西村の合併により、琴浜村の発足、昭和45(1970)年の町制施行により若美町が誕生した。

八郎潟の干拓、申川油田開発などの大事業により発展し、特に八郎潟干拓における漁業権の補償で干拓土地の配分を受け、一戸当たりの耕作面積が秋田県第2位になるなど、農業を基幹産業として栄えた純農村地帯だったが、昭和40年以降の高度経済成長を契機に第2次、第3次産業へと移り変わってきた。

平成17(2005)年3月22日、上記1市1町が新設合併し、「男鹿市」が誕生した。

2 合併関係市町村間のつながり

本地域は、三方を海に囲まれた半島であり、その地理的条件から独特の歴史・文化を刻み続けてきた。2市町は、この男鹿半島の大部分を占めており、多くの伝統行事や由緒ある史跡、重要な文化財が存在し、なかでも全国的に名を馳せる「なまはげ」行事に見られるように共通の文化を有している。この「なまはげ」は両地域が国の無形民俗文化財指定を受けており、合併により唯一無比の「なまはげの里」となっている。

人々の交流も活発になされてきており、古くから一体的なつながりの中で、その歴史が積み重ねられて、住民の親近感は市町の境界を越えて強いものがある。

行政面でも、常備消防やし尿処理は同一の一部事務組合に加入し、ごみ処理については男鹿市が若美町から受託して行うなど、事務処理の共同化を図っている。

また、男鹿地域半島協議会や広域市町村圏、交通網整備に関わる各協議会・同盟会に属し、一体的な地域開発を進めている。

3 合併に向けた動き

2市町を取り巻く社会経済環境は、少子高齢化の進行、産業経済の停滞など極めて厳しいものがあり、その一方で、ますます多様化する行政需要に対応することが求められ、財政の健全性を確保しながらこうした状況に的確かつ迅速に対応することが課題となっていた。

また、地方分権の進展に伴い、地方自治体の果たすべき役割は、今後ますます大きくなっていくものと思われる。

これらに対応するため、効率的な行政組織を構築し、事務経費の削減を図り、これによって生み出される財源を最大限活用し、質の高い行政サービスを提供して住民福祉の向上を図ることが行政の責務であり、また地域住民の期待するところでもある。

2市町は、地理的条件や一部事務組合を通じた行政上の取組みなどから一体性が極めて高い地域で、人々の交流も活発になされてきており、住民間の親近感も強く、住民アンケートや住民説明会においても、合併に賛成する者が多く、地域住民の合併に対する期待の大きさが窺えた。

このような状況を踏まえ、合併協議を進め、広域的なまちづくりの効果的な実施をするとともに、住民の利便性と行政サービスの質の向上及び行財政の効率化と基盤強化を図るため、2市町が合併することが必要であると判断した。

こうした状況を受け、平成16年2月15日に男鹿市、若美町の2市町による合併を協議する協議会（任意）を設置、合併の基本5項目や新市将来構想（骨子案）などの協議を開始した。平成16年3月1日に行われた第2回任意合併協議会では、法定協議会への移行目標を同年3月24日までとし、法定協議会規約や予算について協議を行った。

平成16年3月18日、2市町の議会において「男鹿市若美町合併協議会の設置」議案が議決されたのを受け、平成16年3月24日に、2市町長により法定協議会設置協議書への調印が行われた。これにより正式に発足した「男鹿市若美町合併協議会」は、会長に男鹿市長、副会長に若美町長の2市町長が就任したほか、委員として2市町の議会議長、議員、学識経験者、秋田地域振興局長の21人が、また、幹事会幹事長として男鹿市助役、副幹事長に若美町助役、幹事として男鹿市収入役、男鹿市総務部長、若美町総務課長が就任した。

| | | |
|---------|-----------|---|
| 平成 13 年 | 12 月 11 日 | 県の合併パターンと支援プランが示され、近隣市町村で合併についての調査や検討を開始 |
| 平成 15 年 | 2 月 10 日 | 男鹿市長が、天王町長、若美町長及び大潟村長に対し市町村合併に関する協議を行うため任意合併協議会の設置を呼びかけ、若美町長及び大潟村長がこれに同意 |
| | 5 月 30 日 | 男鹿市、若美町、大潟村、3 市町村による任意合併協議会を設置（全 6 回） |
| 平成 16 年 | 2 月 10 日 | 3 市町村では、住民説明会を開催し、合併に対する地域住民の理解を促進すべく取り組んだが、大潟村が住民アンケートの結果を踏まえ、法定合併協議会に参加しない旨を表明し、これを受けて、3 市町村による任意合併協議会を解散 【大潟村投票式アンケート結果】 対象：村内 18 歳以上 投票総数：2,081（有効：2,066、無効：15） 投票率：76.6% 3 市町村の合併に賛成： 780（38%） 反対：1,286（62%） |
| | 2 月 15 日 | 男鹿市、若美町、2 市町による任意合併協議会を設置（全 2 回） |
| | 3 月 24 日 | 男鹿市若美町法定合併協議会を設置、以降、2 市町の事務事業の調整や新市建設計画策定等の協議を重ねた（全 14 回） |
| | 11 月 24 日 | 男鹿市若美町合併協定調印式を開催 |
| | 11 月 25 日 | 男鹿市議会において廃置分合関連議案を可決 |
| | | 若美町議会において廃置分合関連議案を可決 |
| | 11 月 29 日 | 県知事へ廃置分合を申請 |
| | 12 月 15 日 | 県議会で廃置分合議案可決 |
| | 12 月 16 日 | 県知事が廃置分合を決定、総務大臣に届出 |
| 平成 17 年 | 1 月 17 日 | 総務大臣の告示 |
| | 3 月 22 日 | 男鹿市誕生 |

4 合併協議の概要

| | | |
|---------|----------|---|
| 平成 16 年 | 3 月 24 日 | 男鹿市若美町合併協議会を設置 会長 男鹿市長 佐藤一誠 副会長 若美町長 佐藤文衛 委員 23 人 |
| | 4 月 13 日 | 第 1 回男鹿市若美町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 合併の方式 ・ 合併の期日 ・ 新市の事務所の位置 ・ 財産の取扱い |
| | 4 月 26 日 | 第 2 回男鹿市若美町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 議会の議員の定数及び任期 ・ 一般職の職員の身分 ・ 特別職の職員の身分 ・ 条例、規則等の取扱い |
| | 5 月 6 日 | 第 3 回男鹿市若美町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 新市の名称 ・ 公共的団体等の取扱い |
| | 5 月 19 日 | 第 4 回男鹿市若美町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 一部事務組合等の取扱い ・ 地方税の取扱い ・ 新市建設計画 ・ 電算システムの取扱い |
| | 6 月 3 日 | 第 5 回男鹿市若美町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 一部事務組合等の取扱い（公社・第三セクター） ・ 慣行の取扱い ・ 介護保険事業の取扱い ・ 広報広聴関係事業 |
| | 6 月 29 日 | 第 6 回男鹿市若美町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 農業委員会の委員の定数および任期の取扱い ・ 病院、診療所の取扱い ・ 男女共同参画事業 ・ 国際交流事業等 ・ 障害者福祉事業 ・ 生活保護事業 ・ 建設関係事業（都市計画） |

| | | |
|---------|----------|---|
| 平成 16 年 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設関係事業（公営住宅） ・ 下水道関係事業 |
| | 7 月 13 日 | <p>第 7 回男鹿市若美町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道・ガス事業の取扱い（上水道） ・ 上水道・ガス事業の取扱い（ガス） ・ その他事業（指定金融機関） ・ 建設関係事業（道路現況・除雪・占用等） |
| | 7 月 28 日 | <p>第 8 回男鹿市若美町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市の名称 ・ 消防団の取扱い ・ 消防防災関係事業 ・ 交通関係事業 ・ 保健衛生事業 |
| | 8 月 11 日 | <p>第 9 回男鹿市若美町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化振興事業 ・ 社会教育事業 ・ 国民健康保険事業の取扱い ・ その他事業（福祉医療） ・ 保健衛生事業（母子保健） ・ 保健衛生事業（老人保健） ・ 高齢者福祉事業 ・ 児童福祉事業 |
| | 8 月 26 日 | <p>第 10 回男鹿市若美町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料、手数料等の取扱い ・ 窓口業務 ・ ごみ収集運搬業務 ・ 環境対策事業 ・ 農林、水産関係事業 ・ 商工、観光関連事業 ・ 勤労者、消費者関連事業 ・ その他事業（情報公開） ・ その他事業（選挙） |

| | | |
|---------|-----------|---|
| 平成 16 年 | 9 月 17 日 | 第 11 回男鹿市若美町合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金、交付金の取扱い ・ 行政連絡組織の取扱い ・ 学校教育事業 ・ コミュニティ施策 ・ 保育事業 |
| | 10 月 8 日 | 第 12 回男鹿市若美町合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議員の定数及び任期の取扱い ・ コミュニティ施策 ・ 町名、字名の取扱い |
| | 10 月 28 日 | 第 13 回男鹿市若美町合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併の期日 ・ 事務組織及び機構の取扱い ・ 新市建設計画（案） |
| | 11 月 18 日 | 第 14 回男鹿市若美町合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市建設計画（案） ・ 合併協定書（案） |
| 平成 17 年 | 2 月 14 日 | 第 15 回男鹿市若美町合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市の組織機構 ・ 新市の市章 ・ 特別職の職員（常勤特別職及び行政委員会委員）の給料・報酬 |

① 合併の方式

1 市 1 町 1 村の任意による合併協議会において 3 市町村による合併の方式は、「新設合併」であるとの協議が行われており、その方向性が決定されていた。また、住民説明会などでも「対等合併」である旨が話されており、以後、2 市町の協議に移行した段階でも、「新設合併」によることを協議決定済みであったため、第 1 回合併協議会で「新設合併」とすることを確認した。

② 合併の期日

第1回合併協議会において、合併特例法の期限内に設置すること、合併事務執行や各種住民サービスへの支障回避を考慮して、「平成17年3月31日以内を目標とする」ことを確認した。その後、第13回合併協議会において、国、県への手続きのスケジュール、電算統合や庁舎準備を勘案して「平成17年3月22日」を提案し確認した。

③ 新市の名称の取扱い

新市の名称については、地域住民の日常生活において最も影響が大きく、重要な事項であること、また、新市を担う若者にも合併協議への参加の機会を与えるとともに、合併に対する地域住民の関心を高めることから、第3回合併協議会で、協議会内に小委員会を設置し、新市の名称について2市町の居住者からの公募をもとに、選考することを決定した。

公募は、平成16年6月1日から同年7月15日まで行われ、応募総数は1,010件、名称は223種類であった。

小委員会では、この中から「男鹿市」、「なまはげ市」、「おが市」、「男鹿若美市」及び「男鹿半島市」の5候補を選定、第8回合併協議会において、全国的に知名度が高く、応募数も最多である「男鹿市」に新市の名称が決定されたものである。

④ 新市事務所の位置の取扱い

新市の事務所の位置は、男鹿半島地域の人口中心地でもあり、住民の利便性、交通事情及び他の官公署との関係並びに本庁舎としてのスペースの確保ができること等を勘案し、現在の男鹿市役所を新市の事務所（男鹿市船川港船川字泉台66番地1）とした。

ただし、若美町の事務所は、一部分庁方式を取り入れた総合支所として、地域に密着した住民サービスを提供する施設とすることとした。

⑤ 財産の取扱い

財産の取扱いについては、第1回合併協議会で「財産（権利及び義務を含む。）は、すべて新市に引き継ぐことを原則とし、合併前2市町の特殊事情を十分考慮する。」とすることを確認した。

⑥ 議会議員の任期及び定数の取扱い

合併協議において、合併の期日が平成 17 年 3 月 31 日以内と決定したが、若美町議会議員の任期が、同日までであり、男鹿市議会議員の任期はちょうど半ば、ということで、合併特例法の特例の適用について、活発な協議が行われた。

第 2 回合併協議会では、「在任特例」を活用していくことが確認されたが、定数や任期などについては継続協議となった。

第 9 回合併協議会では、

- 「(1) 議会の議員については、市町村の合併に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 2 年間、引き続き新市の議会の議員として在任する。
- (2) 在任期間の報酬額は、現行のとおりとする。ただし、議長及び副議長の報酬額については、男鹿市の例による。
- (3) 新市の議会の議員の定数は 24 人とする。
- (4) 在任特例適用後の選挙については、選挙区を設けないものとする。」

との事務局提案がなされたが、「経費節減などの理由から 2 年間は長すぎる。」、「片方は任期満了まで、片方は選挙を経ないで、2 年間の延長では市民の理解が得られない。」などの議論があり、再度継続協議となった。

このような状況から、正副会長が対応を協議し、各委員や両市町の議会の意見などを総合的に勘案し、第 12 回合併協議会において、先に提案した調整案を取下げ、改めて新たな調整案で協議することとなった。前回提案との変更点として、在任特例の期間を 2 年から 1 年 1 カ月とした。これは、これまでの協議の経過から在任 1 年を基本に検討し、在任特例適用後の議員の選挙時期が 3 月となることを避け、有権者の利便性や新市の 3 月定例会の審議日程などを考慮、選挙時期を 4 月と想定し 1 年 1 カ月とした。

この提案は、「報酬」、「定数」、「選挙区」とともに質問、意見は出たが、異議はなく提案どおりとすることを確認した。

⑦ 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い

第 6 回合併協議会において、

- 「(1) 新市に一つの農業委員会を置く。
- (2) 新市の選挙による委員の定数は 18 人とする。
- (3) 2 市町の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後平成 17 年 7 月 19 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- (4) 選挙区については、旧市町単位に男鹿市 2 選挙区、若美町 1 選挙区の 3 選挙区とする。」
- ことを確認した。

⑧ 地方税の取扱い

第4回合併協議会において次のように提案がなされた

「地方税（国民健康保険税を除く）の取扱いについては、

- (1) 2市町で差異のない税制については、現行のとおりとする。
- (2) 2市町で差異のある税制については、次のとおりとする。

①個人市町民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、男鹿市の例による。

②入湯税の免除については、男鹿市の例による。

③法人市町民税の税率は、男鹿市の例による。ただし、合併後1年間は現行のとおりとする。」

これに対しては、

- ・以前、税率や使用料・手数料は低いほうに合わせるという話もあったが、今後協議されるそれらもこの法人税のように高いほうに合わせられるのか。
- ・すべてのものを低いほうにというのは理想だが、そうもいかないことは理解いただけると思う。個々の事情やその影響を十分考慮して、サービスの低下につながらず、住民負担の急激な増加につながらない調整を行う。この方針は最初から変わらない。
- ・できるだけ早期に均一課税することを念頭にし、また、本地域の法人について考察したうえで初年度のみを現行のままとした。

などの質疑を経て、提案どおりとすることを確認した。

⑨ 一般職の職員の身分の取扱い

第2回合併協議会において、一般職の職員の身分の取扱いについて

「(1) 2市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする

(2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(3) 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。

(4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。」

という調整案どおりとすることを確認した。

⑩ 新市建設計画

第4回合併協議会において、新市建設計画の策定方針の確認について協議し、男鹿市、若美町が、合併による新しいまちづくりを検討するにあたり、新市の目指すべき姿、まちづくりの方針を総合的に示し、新市の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上を図るとともに地域の均衡ある発展に資することを目的に新市建設計画を策定する旨を確認した。

方針決定を受け、合併協議会事務局では、具体的な計画内容の検討に入り2市町の各部局からの資料提示や聴き取り、事務すり合わせを行う各分科会の意見を交えながら、全体の構成と資料整理を民間に委託し、主要プロジェクトの提案、分野別の新市の方針、特例債対象事業を含む、根幹事業の抽出、公共施設の整備統合方針などの策定を進めた。

第13回合併協議会で、新市建設計画（案）を提示し、意見を伺い「合併特例債は上限いっぱい使いたいという当初計画だったが、計画の段階ではやはり6割から8割ぐらいで策定すべき。」というご意見をいただき修正した。

「新市建設計画の中で17年の総人口が35,000人、合併し、27年になると30,000ちょっと、という推計を使っているようだが、今一度、何か人口の減少に歯止めのかかる手立てというものを考えるべきではないか。」「この新市建設計画は、総合的に施策事業を展開しながら、人口減少に歯止めをかけたいということが基本であり、そういう意味で33,000人という目標人口を据え、これに向かってすべての分野で、施策事業を展開していきたいということでそれぞれに位置づけをした。今後、10年間にわたりそれぞれの財政事情等も勘案しながら、施策事業を展開して、何とかこの人口の流出に歯止めをかけるということで目標人口をとらえているというようにご理解いただきたい。」等の質疑のうへ異議なく確認され、合併特例法の規定に基づき、県知事に協議をした。（確認：平成16年10月28日）



住民説明会（旧若美町）

⑪ 特別職の職員の身分の取扱い

第2回合併協議会において、特別職の職員の身分の取扱いについて次のように提案した。
「特別職の職員の設置・人数・任期については、法令等の定めるところにより調整する。」
「法令等の定めがない場合は、合併時まで調整し、必要のあるものについては新市において設置する。特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の例を参考に調整する。」

上記は、意見・異議なく提案どおりとすることを確認した。

なお、第15回合併協議会で、特別職の職員（常勤特別職及び行政委員会委員）の給料・報酬について報告されたが、

- ・ 監査委員が常勤ということだが、県内の他市の配置、報酬の動向はどうか。
- ・ ただいま9市で、半々ぐらいに常勤の監査委員を配置し、その報酬は常勤の場合、秋田市を除き、おおむね男鹿市と同じような水準である。
- ・ 常勤監査委員が必要だと言えれば必要だろうが、非常勤ではできないのか。
- ・ 県内の状況を見ると、例えば常勤を置かないという市の場合には、監査事務局を充実している。例えば部長級を事務局長に配置するというようなことで、監査委員事務局全体の人件費を見た場合にはそう差がないと伺っている。

などの質疑を経て、提案どおりとすることを確認した。

⑫ 条例・規則の取扱い

第2回合併協議会において、

「条例・規則については、各協議事項の調整内容に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障のないよう整備する。」

との方針を確認した。

統一及び整備の方針として

- (1) 合併と同時に市長職務代理者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの
- (3) 合併後、逐次制定し、施行するもの

の区分をもって整理し、整備を図った。

合併協議中、男鹿市の例規集掲載本数は、条例172本、規則193本、その他（規程、規約）101本、若美町は、条例160本、規則151本、その他（規程、規約）27本、であったことや、「市」としての例規内容から、男鹿市の例規をベースとすることとした。

⑬ 機構及び組織の取扱い

第13回合併協議会において、事務組織及び機構の調整方針として、

「新市の事務組織及び機構については、住民サービスが低下しないよう十分に配慮し、次の事項を基本として整備するものとする。また、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

【新市の事務組織及び機構の整備方針】

- (1) 市民にとってわかりやすく、市民の声を適切に反映することができる組織・機構
- (2) 簡素かつ効率的で指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- (3) 各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構

が示されたのち、具体的な組織構成について、第15回合併協議会で報告された。

報告には、

- ・若美総合支所長について、部長級を配置するということが、経費の面からも大変だと思われ、このあと選ばれる助役が兼ねるといような考え方はできないものか。
- ・今までの合併の経緯から、若美町という大きな組織であり、若美町のみなさんにとってもスムーズに事務移行していくためにはそうした人を置いておくべきと感じている。
- ・幹事会で協議をし、こうした体制を決めた。当面この形でスタートし、不都合な面は改革していきたいと思うので、ぜひ、ご理解いただきたい。

などの質疑を経て、提案どおりとすることを確認した。



住民説明会（旧男鹿市）

⑭ 使用料・手数料の取扱い

第 10 回合併協議会において、以下の調整案が提出された。

- 「(1) 2 市町で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。
- (2) 2 市町で差異のある各種施設の使用料については、施設の内容及び建設年度が異なる事等から当分の間現行のとおりとする。
- (3) 2 市町で差異のある手数料については、住民負担に配慮し、負担の公平の原則により合併時に統一する。」

これらについては、

- ・各種証明書の手数料を若美町の例によって低いほうにならうと、男鹿市の場合どれくらい歳入が減収になるのか。
- ・市民課関係の住基、印鑑、諸証明で約 198 万円、税務諸証明は約 7 万円の減になると想定される。
- ・当分の間としているが、できるだけこれを明確にすべきである。協議会で徹底的に議論してはっきり明示したほうがいいのではないか。
- ・できるだけ合併時に統一するように努めているが、施設の使用料など、内容、建設年度等においてそれぞれ料金が定められおり、それこそ当分の間、現況の市、町の施設の使用料でという形にせざるを得ない。いずれ新市になって速やかに統一するという考えのもとで提示している。

などの質疑を経て、提案どおりとすることを確認した。

⑮ 一部事務組合等の取扱い

第4回合併協議会において

「一部事務組合については、2市町は合併の前日をもって当該組合から脱退し新市において合併の日に当該組合に加入する。」

との方針を確認した。

男鹿市と若美町が加入していた一部事務組合は、すべてがその他の町村を含んでいるため、解散等ではなく一時脱退、新市として再加入するという方針がとられた。

また、第5回合併協議会では、公社・第三セクターの取扱いとして

「一部事務組合等の取扱いについて、

(1) 男鹿市土地開発公社は、新市に引継ぐ。若美町は、合併の前日をもって秋田県町村土地開発公社の設立団体から脱退する。

(2) (株)おが地域振興公社、(株)わかみ観光物産開発について、出資金は新市に引継ぎ管理運営は現行のとおりとする。」

これらに対しては、

- ・ 第三セクターは、二つの株式会社を一本化するような方策は考えられないか。
- ・ 商法上、合併時には現行でいかなければならないが、将来的にはそういう方向でという考え方である。

などの質疑を経て、提案どおりとすることを確認した。

⑯ 地域審議会の取扱い

議員の在任特例を採用する論議のなかで、在任議員の使命として、合併により即、議員が身分を失う場合、その減員により住民の声が新市議会に反映されない事態が考えられること、また、そのことが合併を円滑に進める上で障害となる要因と考えられることがあり、合併後の数年間は新市の建設計画に基づいた均衡ある発展を図るため、住民の声を反映させ一体性を確保しながらこれを進めることが求められるという考え方から、そのことは、地域審議会の在りようと同意義であるため、設置しないという方針が固まっていた。

⑰ 町字名の取扱い

第 12 回合併協議会において、

「大字及び小字については、従前のおりとする。ただし、若美町は、現行の大字の前に「若美」の名称を付する。」

という提案がなされたが、

- ・「若美」そのものは歴史的・文字的にはあまり大きな意味を持っていないと感じている。逆にその下の小字名はかなり歴史もあるようなので、この際、合併を契機としてスリムにし、「若美」は外してもいいのかなと考える。
- ・「若美」をとるということになれば、男鹿の場合、旧町村名をカットしないと同じ手法にならない。例えば、私の住所は男鹿市脇本脇本字脇本。旧脇本村の大字脇本字脇本で脇本が三つ付いている。今回、若美と同じにすれば市内の四、五カ所の地名が同じ言葉の繰り返しにならないメリットもある
- ・若美を大字からとる手法に習えば、男鹿市の例えば五里合・男鹿中がなくなってしまう。この問題は、それぞれの地区での利便性と必要性を考慮したほうがいいと考える。
- ・私は提案通りありがたい。先日、新市名にも住所にも若美がなくなると残念だという新聞投書が掲載され、私もそのとおりだなと思っていた。今回、若美が残る提案だが、反対意見が多いようでまた少し残念である。

などの協議の末、意見集約し、原案中、「若美町は、現行の大字の前に「若美」の名称を付する。」について「付さない」とすることで確認した。

⑱ 慣行の取扱い

第 5 回合併協議会において、方針として

「(1) 市章については、新市において定める。

(2) 市の木、花、鳥、歌、憲章、宣言については、新市において必要性を含め新たに制定するかどうか検討する。

(3) 表彰については、新市において制定する。ただし、名誉市町民、功労者については新市に引継ぐ。」

と確認した。

この後、第 15 回合併協議会では、

「新市の市章は、現在の男鹿市の市章とする。」

との報告がなされ、確認した。

⑱ 補助金・交付金の取扱い

第 11 回合併協議会において、

「補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実情に配慮し、新市において公共的必要性・有効性・公平性の観点から次の方針を基本に調整を図る。

- (1) 各市町同一又は同種の補助金、交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
- (2) 各市町独自の補助金、交付金等については、制度の経緯や地域事情、従来からの実績を踏まえ、調整するものとする。」

という提案がなされ、

- ・ 交付金・補助金の調整ということは、いまあるものについて今後も残すということか。それとも整理し、なくするものもあるということか。
- ・ この基本方針に基づき、具体的にはそれぞれの予算査定段階での要求に対して調整していくのご理解をいただきたい。
- ・ 男鹿市の「重要無形民俗文化財保存・伝承活動費補助金」だが、若美町では財政が厳しいという理由から、この種の補助金がカットされたが、こういうことについて、どう調整していくのか。
- ・ 予算査定段階で、そうしたご意見等も踏まえ、ここにある補助金をもとにしながら調整していく考え方である。しかし、新たな補助金については、別途とお考えいただきたい。などの質疑を経て、提案どおりとすることを確認した。

⑳ 下水道関係事業の取扱い

第6回合併協議会において、下水道関係事業について、

「(1) 事業計画については、現行のとおり新市に引継ぐ。

(2) 受益者負担金（分担金）は現行のとおりとする。ただし、徴収猶予、減免措置については合併時まで調整する。

(3) 使用料については、当面現行のとおりとする。

(4) 賦課方法は、現行のとおりとし、納期は合併時まで調整する。徴収方法は、口座振替と納付書とする。

(5) 融資あっせんについては、男鹿市の例による。既存のあっせん者に対する制度はそのまま新市に引継ぐ。」

という提案がなされ、

- ・受益者負担金の徴収猶予、減免措置について合併時まで調整するということが、現在のものを変更するのは不可能なのではないか。
- ・現在実施している事業についてはすべてそのまま継続し、今後新たな事業を実施する場合に今の2市町での違いについて調整、統一していくということである。

などの質疑を経て、提案どおりとすることを確認した。



住民説明会（旧男鹿市）

⑪ 上水道・ガス事業の取扱い

第7回合併協議会において、上水道・ガス事業の取扱い（上水道）について、

- 「(1) 公営企業会計は、合併時に統一する。
- (2) 水道料金は、現行のとおりとし、合併後3年を目途に新たな料金体系の構築について検討する。
- (3) 新規加入負担金、水道関係手数料は、現行のとおりとし、合併後3年を目途に統一する。ただし、若美町の軽減又は免除の規定、その他の手数料及び道路占用書類作成手数料は、合併時に廃止する。給水装置工事事業者指定手数料は、合併時に男鹿市の例により統一する。」

また、上水道・ガス事業の取扱い（ガス）について、

- 「(1) 公営企業会計は、合併時に統一する。
- (2) 一般ガス料金は、現行のとおりとし、合併後3年を目途に統一する。
- (3) 簡易ガス料金は、現行のとおりとする。
- (4) 本支管工事負担金は、現行のとおりとし、合併後3年を目途に統一する。
- (5) ガス関係手数料は、合併時に統一する。」

という提案がなされ、

- ・水道料金は、現在、かなりの差があるが、3年を目途に見直すことの基準、基本はどのあたりにあるのか。
 - ・水道事業は公営企業であり、今後構築される営業計画、事業計画に基づいた新たな料金体系が定まっていく。現時点ではまだどういう基準でという検討に至っていない。
 - ・企業局では現在、今後10年間の経営の推計をしており、若美町からも資料をいただいて二つの企業会計を統合した場合の検討も始めている。基本となる最新の決算状況も含めて十分な検討を加え、料金体系の設定を進めていきたい考えである。
 - ・願わくば、現在の料金にまず近づけるような努力をしてもらいたい。
 - ・一般的にはやはり負担は低いほうにということであるが、公営企業には経営ということがあり、差のある料金をただちに低いほうに合わせるといのはまず無理で、現行のとおりであっても赤字というのが大まかな見通しとしてある。これらを踏まえて新市の新たな料金体系をつくることになる。
 - ・財産関係資料の提出、協議会資料について要望する。
- などの質疑を経て、提案どおりとすることを確認した。

㊦ 消防団の取扱い

第8回合併協議会において、消防団の取扱いについて、

「(1) 消防団は合併時に統合し14分団とする。定数は820名とする。男鹿市の11分団は現行のおりとし若美町の第1、第2、第3分団を第12、第13、第14分団とする。団長1名、副団長3名とする。

(2) 報酬等については、合併時に男鹿市の例により統一する。」

という提案がなされ、

- ・近年は消防団員が不足し、定員を欠いている状況であり、また男鹿市では定年制もあると聞いている。こうした体制的な面も検討しているか。
- ・定年制は内規という形である。消防団の組織についてはそのことを含め合併時まで種々、調整していくほか、新市において現状を十分認識した組織・編成替えが行われていく。などの質疑を経て、提案どおりとすることを確認した。



合併協議会

⑬ コミュニティ施策の取扱い

第12回合併協議会において、コミュニティ施策について、

「(1) 地区公民館等の建築については、現行のとおり新市に引継ぐ。ただし、平成20年度からは男鹿市の例による。

(2) 地区公民館等の改修については、合併時に若美町の例をもとに調整する。」

という提案がなされ、

- ・男鹿市は、地区公民館等は建築費の補助制度、対して若美町は町で建築しており、今後2棟の新築を計画していると聞いている。これの調整の方法は、「現行のとおり新市に引継ぐ」である。なんとか若美の方式と一緒にならないものか、考え直していただきたい。
- ・市と町で根本的に制度が違う中で、どう調整するか幹事会でいろいろ検討をした。特に若美町ではこれまでの経緯を踏まえながら、今後、具体的に2地区について平成20年までに町で建設するという地域に約束している計画があり、それを考えたとき、やはり一気に、例えば男鹿市の制度に移すことには問題がある。また、激変緩和という考えからも、計画終了後に補助金制度に移行するという考え方である。一方、これとの関連で、それぞれの地区集会所の改修に際しては、これまで男鹿市では補助制度がなく、若美町にはある。ということで、今後は新市において補助制度を作るべく、後段、若美町の制度をもとにして支援していきたいという考えでまとめ、提案している。
- ・今後、地区集会所建築という話が出た場合でもいろいろな制度等を工夫、活用し、あるいは研究しながら、そういう国の制度なり、有利な起債なりを活用できるということであれば、これはこれまでもやってきている通り、行政において対応していくという考え方である。

などが交わされたのち、意見集約、承認を諮り、異議ありの声により採決となり、反対少数にて提案通りとすることを確認した。

5 合併協定書の調印

平成 16 年 11 月 14 日、男鹿市市民文化会館において、男鹿市、若美町の合併に関する協議が整ったことに伴う「合併協定調印式」が県副知事を特別立会人に迎え行われた。

始めに合併協議会幹事長の男鹿市助役がこれまでの経過報告を行った後、合併協議会において確認された 52 の協定項目が記された合併協定書に男鹿市長、若美町長が署名、続いて特別立会人の県副知事と立会人の合併協議会委員が署名を行った。

署名された合併協定書が県副知事から市長・町長に手渡されると、会場から拍手が起こり、県副知事、男鹿市長、若美町長の 3 人が固く握手を交わした。



合併協定調印式

6 法的手続き

① 合併関係市町村議会での関係議案の議決等

平成 16 年 11 月 24 日、52 項目に及ぶ合併協定の協議が整い、合併協定書への調印式を行い、これを受けて男鹿市長と若美町長は「市町の廃置分合」など、合併に関する次の 5 議案を、11 月 25 日に開催されたそれぞれの議会臨時会に提案した。

- ・市町の廃置分合について
- ・市町の廃置分合に伴う財産の処分について
- ・市町の廃置分合に伴う議会の議員の在任特例について
- ・市町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期の特例について
- ・市町の廃置分合により設置する市の議会の議員の定数について

議案は、両議会とも賛成多数で可決された。(平成 16 年 11 月 25 日)

② 廃置分合申請

平成 16 年 11 月 29 日、2 市町長が県知事に対し、地方自治法第 7 条第 1 項の規定に基づく廃置分合申請書を提出した。

③ 県議会での議決

廃置分合申請書の提出を受けた県知事は、平成 16 年秋田県議会 12 月定例会に廃置分合議案「議案第 242 号 市町の廃置分合について」を提案、同議案は、平成 16 年 12 月 15 日に可決された。

④ 県知事の決定・総務大臣への届出

廃置分合議案の可決後、県知事は平成 16 年 12 月 16 日付けで市町の廃置分合を決定し、同日付けで総務大臣に届け出た。

⑤ 総務大臣告示

総務大臣は、平成 17 年 1 月 17 日付け総務省告示第 36 号により告示した。

7 新市誕生までの諸準備

県への廃置分合申請を済ませた 2 市町では、新市への円滑な移行に向け、下記の手続きを進めた。

① 市長職務執行者の決定

平成 17 年 2 月 9 日、男鹿市役所において、新市発足準備市町長会が開催された。協議において、男鹿市および南秋田郡若美町を廃し、その区域をもって男鹿市を設置することに伴う男鹿市長職務執行者については、佐藤文衛（若美町長）とすることとし、第 15 回合併協議会で報告した。

② 新市章の決定

新市の市章に関しては、新市名称が「男鹿市」と決定したことを受け、旧男鹿市の市章から変更するかを中心に幹事会等で協議された。

結果、旧男鹿市の市章の由来や意味するところは、新市の理念とまったく同じであること、また時間的なものや費用効果を考え合わせても、変更する理由はみあたらないなどの理由から、そのまま引き継ぐこととし、第 15 回合併協議会において、「新市の市章は、現在の男鹿市の市章とする。」旨を確認した。

③ 電算システムの統一

第 4 回協議会において「電算システムについては、市民サービスの低下を招かないようシステムの統合を図る。」旨の方針が確認された。

2 市町においては、異なった電算システムを採用し、また業務によっては電算化に差異があり、そのままでの統合は不可能であったため、平成 16 年 11 月 10 日に「電算システム統合事業に係る協定書」を締結した。

主な協定項目は、

- (1) システム総合事業は男鹿市を幹事市とし、統合化等に伴う予算執行等に係る行為は、男鹿市長の名において執行する。
- (2) システム総合化事業で統合するシステムは、男鹿市役所に置く
- (3) 執行する経費は、男鹿市と若美町で負担するもので、負担金の割合は、人口割 50%、平等割 50%

以降、協定に従い、システムの大部分で男鹿市のシステムを基本に統合し、各事務事業の事情、実情に考慮しながら進められた。

④ 例規の整備

例規の整備については、第2回合併協議会において、

「条例・規則については、各協議事項の調整内容に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障のないよう整備する。」

との方針を確認しており、統一及び整備の方針として

「(1) 合併と同時に市長職務代理者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの

(2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの

(3) 合併後、逐次制定し、施行するもの」

の区分をもって整理し、整備を図った。

新市の発足時に195件の条例が市長職務執行者により専決処分された。

また、新市発足後に逐次制定し施行する議会関係の条例などが7件、従来の地域にそれぞれ施行されていた条例を新市の条例として引き続き施行される暫定条例が2件、廃止が22件となった。(旧条例は、男鹿市176件、若美町160件)

⑤ 閉町式・閉庁式

【閉町式：若美町】

平成17年3月18日に若美町コミュニティセンターで「若美町閉町式」が挙行された。

22日の新「男鹿市」誕生を目前に、若美町閉町の記念の式典には、新市の誕生に向けてともに力を合わせてきた男鹿市長を来賓に迎え、町民など約250人が出席した。

始めに、町の行政運営を支えた議会議員と、農業委員会委員、教育委員、選挙管理委員会委員、代表監査委員などの行政委員一人ひとりに町長から感謝状の贈呈が行われ、続いて町長が「若美町という名前がなくなることに一抹の寂しさと万感胸に迫るものがあるが町民の心に残っている私たちのふるさとは、何ら変わるものではなく、未来に広がる新「男鹿市」として新たなスタートに立てたことを、皆さんと共に喜び合いたい。」と途中涙をこらえながら式辞を行った。

続いて、町議会議長が挨拶を、男鹿市長が祝辞を述べ、町内の中学生2人が閉町記念作文として町の思い出などを綴った作文発表を行った。

最後に、若美町町民歌と若美町の歌を、町民有志のコーラス隊が斉唱し、会場にいた出席者たちで若美町を築いてきた先人と町民一人ひとりに対して感謝の拍手を送り、式を閉じた。

【閉庁式：若美町、男鹿市】

合併前日、平成17年3月21日午後6時から若美町役場で行われた閉庁式には、職員など約100名が出席。町長が「先般町民参加のもと、閉町式を行ったが、今日いよいよ閉町の日を迎えた。苦勞をかけた職員みなさんにも感謝したい。」と挨拶をしたのち、町長、町議会議長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長職務代理者、代表監査委員の手によ

って、庁舎前掲揚塔に掲げられた町旗がゆっくりと降納された。

続いて、町長と助役の手で、庁舎正面玄関の「若美町役場」の看板が降ろされると、若美町の34年強の歴史に幕が降ろされた。

男鹿市では、平成17年3月18日午後4時から、庁舎5階の大会議室で、職員約200人が集り、市長が、合併の経緯と新市の新たな一歩をさらなる飛躍につなげるために一層力を合わせて行く旨の訓示を行い、閉庁の式とした。



若美町閉庁式

8 新市誕生後の主な動き

① 合併初日の状況

平成17年3月22日、午前7時から本庁となる男鹿市役所で、開庁セレモニーが行われ、市長職務執行者が「なまはげのような本当の強さを持った男鹿市として大きく羽ばたくことを祈り、開庁を宣言する」と式辞を述べた。

その後、本庁前で市議会議員、職員、市民が見守る中、勇壮な「なまはげ太鼓」の演奏とともにくす玉が割られ、新しい市の誕生を祝った。

また、分庁となる若美庁舎では、午前8時から開庁セレモニーが行われた。男鹿市市議会議員と関係者、職員、住民が見守る中、前日降納された「若美町役場」の看板にかわり、「男鹿市役所若美庁舎」「若美総合支所」の看板がかけられた。

辞令交付は、開庁式終了後、本庁会議室において、部長・課長に行われ、主幹以下職員については担当部長より伝達された。また、当日午後2時から本庁舎において部課長会議、2時40分から職員訓示が行われた。

【タイムスケジュール】

- 7:00 開庁式
- 7:30 辞令交付（課長級以上）
- 8:00 分庁舎開庁式（若美庁舎）
- 8:30 事務引継
- 9:00 指定金融機関指定書交付
- 9:30 行政委員会辞令交付（教育委員・選挙管理委員・固定資産評価審査委員）
- 10:00 事務決裁
- 13:00 各種団体辞令交付（消防団長・交通指導隊長）
- 14:00 部課長会議
- 14:40 職員訓示（本庁）
- 15:30 職員訓示（若美庁舎）
- 16:30 事務決裁

② 合併記念式典

新男鹿市誕生記念式典は、平成 17 年 7 月 23 日、男鹿市民文化会館で開催され、市民をはじめ、近隣市町村長や市議会議員など約 950 人が出席した。

男鹿市長の式辞の後、合併協議に精力的に取り組まれ、その実現に尽力された 10 名のかたに感謝状が贈られた。

式典終了後には、俳優の柳生博氏による「森と暮らす、森に遊ぶ」と題した記念講演を行った。



合併記念式典

③ 新市初議会

男鹿市の初議会である男鹿市議会 4 月臨時会（議員 37 名）は、平成 17 年 4 月 4 日・5 日を会期とし、佐藤文衛市長職務執行者により招集された。

これより先、平成 17 年 3 月 17 日に男鹿市若美町議会合同協議会を開催し、臨時議会、上程議案、議会運営等について協議されていたため開会、議案審議はスムーズに進んだ。

臨時議長には最年長者の杉本博治議員を選出し、正副議長及び各常任委員会（3 委員会）、議会運営委員会の正副委員長を選出した。この他、消防・衛生の一部事務組合議員、八郎湖周辺清掃事務組合議員及び農業委員会の議会選出委員の推薦を行った。

主な上程議案（報告）は次のとおり

- ・ 議会関係条例・規則
- ・ 男鹿市役所設置条例のほか 194 件の条例制定など
- ・ 専決処分報告（31 件）
- ・ 平成 17 年度男鹿市暫定予算

④ 市長選挙

男鹿市長選挙は、平成 17 年 4 月 10 日告示され、旧男鹿市の市長であった佐藤一誠が立候補したが、他に立候補の届出はなく、無投票当選となった。

⑤ 新市長による議会の招集

新市長は、平成 17 年 5 月 10 日、男鹿市議会 5 月臨時会を招集し、平成 17 年度予算案等、以下の議案が上程された。

- ・ 平成 16 年度補正予算の専決処分について（一般会計ほか 18 件）
- ・ 助役の選任について
- ・ 収入役、監査委員の選任について
- ・ 教育委員会委員・固定資産評価審査委員会委員の選任について

⑥ 在任特例後の議会議員選挙

平成 18 年 4 月 9 日在任特例期間満了に伴う合併後初の市議会議員一般選挙が告示され、定数 24 に対して現職 29 人、新人 5 人の 34 人が立候補した。

平成 18 年 4 月 16 日に投票が行われ 34 人（現職 21 人、新人 3 人）の議員が決定した。次点との差は 20 票、有権者数 30,452 人、投票率 82.94%であった。

⑦ 決算審査の状況

平成 16 年度旧男鹿市・旧若美町の決算審査及び男鹿市の決算審査については、平成 17 年 11 月 15 日開催の男鹿市議会 11 月臨時会において決算特別委員会を設置し、翌 11 月 16 日に審査した。

審査の結果については、12 月 2 日開会の男鹿市議会 12 月定例会の初日に、委員長が報告し、全会一致で認定された。

合併協定書

男鹿市・若美町

1 合併の方式

男鹿市及び若美町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年3月22日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「男鹿市」とする。

4 新市の事務所の位置

(1) 新市の事務所の位置は、当面、男鹿市船川港船川宇泉台66番地1とする。

(2) 現在の若美町役場は、一部分庁方式を取り入れた総合支所方式とし、地域に密着した住民サービスを提供する施設とする。

5 財産の取扱い

2市町の所有する財産（権利及び義務を含む。）は、すべて新市に引き継ぐことを原則とし、合併前の2市町の特殊事情を十分考慮する。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

(1) 議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月21日まで、引き続き新市の議会の議員として在任する。

(2) 在任期間の報酬額は、現行のとおりとする。ただし、議長及び副議長の報酬額については、男鹿市の例による。

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定に基づく、新市の議会の議員の定数は、24人とする。

(4) 在任特例適用後の選挙については、選挙区を設けないものとする。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(1) 新市に1つの農業委員会を置く。

(2) 新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、18人とする。

(3) 2市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(4) 選挙区については、合併前の市町単位に男鹿市2選挙区、若美町1選挙区の3選挙区とする。

8 地方税の取扱いについて

地方税（国民健康保険税を除く。）の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 2市町で差異のない税制については、現行のとおりとする。
- (2) 2市町で差異のある税制については、次のとおりとする。
 - ① 個人市町民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、男鹿市の例による。
 - ② 入湯税の免除については、男鹿市の例による。
 - ③ 法人市町民税の税率は、男鹿市の例による。ただし、合併後1年間は、現行のとおりとする。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 2市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。
- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

10 特別職の職員の身分の取扱い

- (1) 特別職の職員の設置、人数及び任期については、法令等の定めるところにより調整する。法令等の定めがない場合は、合併時までに調整し、必要のあるものについては、新市において設置する。
- (2) 特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の例を参考に調整する。

11 条例、規則等の取扱い

条例・規則等については、各協議事項の調整内容に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障のないよう整備する。

12 事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織及び機構については、住民サービスが低下しないよう十分に配慮し、次の事項を基本として整備するものとする。また、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

【新市の事務組織及び機構の整備方針】

- (1) 市民にとってわかりやすく、市民の声を適切に反映することができる組織・機構
- (2) 簡素かつ効率的で指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- (3) 各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構

13 一部事務組合等の取扱い

- (1) 一部事務組合については、2市町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

- (2) 男鹿市土地開発公社は、新市に引き継ぐ。若美町は、合併の日の前日をもって秋田県町村土地開発公社の設立団体から脱退する。
- (3) 株式会社おが地域振興公社及び株式会社わかみ観光物産開発については、出資金は新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。

14 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 2市町で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。
- (2) 2市町で差異のある各種施設の使用料については、施設の内容及び建設年度が異なること等から、当分の間、現行のとおりとする。
- (3) 2市町で差異のある手数料については、住民負担に配慮し、負担の公平の原則により合併時に統一する。

15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を勘案しながら、次により統合又は再編の調整に努めるものとする。

- (1) 2市町共通の団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。
- (2) 2市町共通の団体で実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努めるものとする。
- (3) 2市町独自の団体については、原則として現行のとおりとする。

16 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実情に配慮し、新市において公共的必要性、有効性及び公平性の観点から、次の方針を基本に調整を図る。

- (1) 2市町同一又は同種の補助金、交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整するものとする。
- (2) 2市町独自の補助金、交付金等については、制度の経緯や地域事情、従来からの実績を踏まえ調整するものとする。

17 町名、字名の取扱い

- (1) 大字及び小字については、従前のとおりとする。
- (2) 若美町は、現行の大字の前に現町名を付さないものとする。

18 慣行の取扱い

- (1) 市章については、新市において定める。
- (2) 市の木、花、鳥、歌、憲章及び宣言については、新市において必要性を含め新たに制定するかどうか検討する。
- (3) 表彰については、新市において制定する。ただし、名誉市町民及び功労者については、新市に引き継ぐ。

19 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険税の納期については、合併時に男鹿市の例により9期とする。
- (2) 国民健康保険税については、2市町の医療費等の動向を見ながら、合併後3年以内に統一する。
- (3) 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。定数は、11人とする。
- (4) 助成事業については、合併時に男鹿市の例により統一する。

20 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護認定審査会については、新市において調整する。
- (2) 介護保険運営協議会は、新市においては設置しない。
- (3) 第1号被保険者の保険料の段階区分及び額については、現行のとおりとし、新市において平成18年度から統一する。
- (4) 納期については、現行のとおりとする。
- (5) 介護保険計画事業については、当面現行の計画を運用するが、平成18年度から5年間に期間とする計画を老人保健福祉計画と一体として策定する。

21 消防団の取扱い

- (1) 消防団は、合併時に統合し、14分団とする。男鹿市の11分団は現行のとおりとし、若美町の第1、第2、第3分団を、第12、第13、第14分団とする。
- (2) 消防団員の定数は、820人とする。
- (3) 団長は1人、副団長は3人とする。
- (4) 報酬等については、合併時に男鹿市の例により統一する。

22 行政連絡組織の取扱い

- (1) 自治組織の名称及び区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 行政連絡組織及び自治活動に対する助成については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。

23 病院、診療所の取扱い

病院、診療所及びその施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

24 上水道、ガス事業の取扱い

- (1) 上水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ① 公営企業会計は、合併時に統一する。
 - ② 水道料金は、現行のとおりとし、合併後3年を目途に新たな料金体系の構築について検討する。
 - ③ 新規加入負担金及び水道関係手数料は、現行のとおりとし、合併後3年を目途に統一する。ただし、若美町の軽減又は免除の規定、その他の手数料及び道路占用書類作成手数料については、合併時に廃止する。
給水装置工事事業者指定手数料は、合併時に男鹿市の例により統一する。

(2) ガス事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 公営企業会計は、合併時に統一する。
- ② 一般ガス料金は、現行のとおりとし、合併後3年を目途に統一する。
- ③ 簡易ガス料金は、現行のとおりとする。
- ④ 本支管工事負担金は、現行のとおりとし、合併後3年を目途に統一する。
- ⑤ ガス関係手数料は、合併時に統一する。

25 各種事務事業の取扱い

25-1 男女共同参画事業

男女共同参画事業については、2市町の男女共同参画基本計画を尊重しつつ、新市において速やかに新たに「男女共同参画基本計画」を策定し、その推進に努める。

25-2 国際交流事業等

国際交流事業等については、新市に引き継ぐものとする。ただし、内容等については、新市において調整する。

25-3 電算システム事業

電算システムについては、住民サービスの低下を招かないようシステムの統合を図る。

25-4 広報広聴関係事業

- (1) 新市において広報紙を毎月1日と15日に発行する。
- (2) 新市においてホームページを開設する。
- (3) 新市において市勢要覧を発行する。
- (4) その他の広報広聴関係事業については、新市において調整する。

25-5 消防防災関係事業

- (1) 地域防災計画は、新市において早期に新たな計画を策定する。
なお、新たな計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (2) 新市の防災会議を合併時に新たに設置する。
- (3) 災害対策本部等の組織は、新市において早期に統一を図る。ただし、災害時に支障が生じないよう、指揮命令系統については、合併時までに調整を図る。
- (4) 防災行政無線は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに整備統合する。

25-6 交通関係事業

- (1) 交通安全計画は、男鹿市の計画を基本とし、新市において新たな計画を策定する。
- (2) 交通指導員及び防犯指導員は、合併時に再編する。
- (3) 交通安全対策会議及び交通安全対策協議会は、合併後に新たに設置する。

25-7 窓口業務

- (1) 総合支所に男鹿市の例により総合窓口を設置し、住民サービスの向上を図る。
- (2) 男鹿市の出張所は、現行のとおりとする。

25-8 保健衛生事業

(1) 保健推進員等

- ① 保健推進員等については、当面現行のとおりとし、合併後に再編する。
- ② 食生活改善推進員については、合併時に廃止する。

(2) 母子保健事業

- ① 離乳食指導は、当面現行のとおり実施する。ただし、対象者については、4か月児、7か月児及び10か月児とする。
- ② 乳幼児健診については、次のとおりとする。
 - ア 乳児健診は、当面現行のとおり実施する。ただし、対象者については、4か月児、7か月児及び10か月児とする。
 - イ 1歳6か月児及び3歳児健診は、合併時に男鹿市の例により統一する。
- ③ 妊婦歯科健康診査、超音波断層検査、感染症検査及びNSTについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ④ 2歳児歯科健診については、合併時に男鹿市の例により統一する。
- ⑤ 妊婦一般健康診査については、合併時に若美町の例により統一する。
- ⑥ 出産祝金については、合併時に男鹿市の例による。

(3) 老人保健事業

基本健診及び各種検診事業については、関係機関との協議、調整を行い、合併時までに統一を図る。

25-9 障害者福祉事業

- (1) 国又は県等が定める制度で差異のないものは、現行のとおりとする。
- (2) 国又は県等が定める制度で2市町が独自にその制度の充実を図っている事業及び2市町が独自に実施している制度又は事業については、次の区分により調整する。
 - ① 合併時に男鹿市の例によるもの
 - ② 当面現行のとおりとし、合併後に再編するもの

25-10 高齢者福祉事業

- (1) 介護慰労金支給事業については、合併時に男鹿市の例による。
- (2) 敬老事業については、合併時に男鹿市の例により統一する。

25-11 児童福祉事業

児童福祉施設業務及び児童館管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

25-12 保育事業

- (1) 保育所(園)管理運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 保育料については、合併時に次の「保育料徴収金額表」とおり統一する。ただし、若美町においては、緩和措置として段階的に調整を図り、平成21年度に統一する。

| 保 育 料 徴 収 金 額 表 | | | | |
|-----------------|--------------------------|---------|----------|---------|
| 階層区分 | 定 義 | 3歳未満児 | 3歳以上児の場合 | |
| | | | 3歳児 | 4歳児以上 |
| 1 (A) | 生活保護法による被保護世帯 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 2 (B) | 市町村民税非課税世帯 | 4,200円 | 2,900円 | 2,900円 |
| 3 (C1) | 均等割の額のみ(所得割の額のない世帯) | 13,400円 | 10,500円 | 10,500円 |
| 4 (C2) | 所得割の額が5,000円未満 | 13,900円 | 11,400円 | 11,400円 |
| 5 (C3) | 所得割の額が5,000円以上 | 15,900円 | 14,100円 | 14,100円 |
| 6 (D1) | 所得税の額 3,000円未満 | 17,500円 | 16,000円 | 16,000円 |
| 7 (D2) | 3,000円以上 8,000円未満 | 19,200円 | 16,500円 | 16,500円 |
| 8 (D3) | 8,000円以上 15,000円未満 | 20,800円 | 18,100円 | 18,100円 |
| 9 (D4) | 15,000円以上 30,000円未満 | 22,700円 | 19,900円 | 19,900円 |
| 10 (D5) | 30,000円以上 64,000円未満 | 26,800円 | 23,500円 | 23,500円 |
| 11 (D6) | 64,000円以上 88,000円未満 | 29,000円 | 25,400円 | 25,000円 |
| 12 (D7) | 88,000円以上 160,000円未満 | 33,400円 | 31,000円 | 26,000円 |
| 13 (D8) | 160,000円以上 408,000円未満 | 42,000円 | 32,300円 | 27,100円 |
| 14 (D9) | 408,000円以上 | 52,900円 | 33,300円 | 27,900円 |

25-13 生活保護事業

生活保護に関する事務については、新市に設置する福祉事務所において実施する。

25-14 ごみ収集運搬業務

- (1) 一般廃棄物の収集及び処理業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。
- (2) 粗大ゴミの収集及び処理業務については、当面現行のとおりとする。
- (3) 一般廃棄物処理については、合併時に男鹿市の例により統一する。

25-15 環境対策事業

- (1) 環境審議会については、新市において新たに設置する。
- (2) 廃棄物減量及び再生利用に関する協議会については、合併時に男鹿市の例により統一する。
- (3) 生ごみ処理機の補助については、合併時に男鹿市の例による。

25-16 農林、水産関係事業

- (1) 農業振興地域整備計画及び地域農業マスタープラン、地域水田農業ビジョン等の各種計画については、新市において新たな計画を策定する。
なお、新たな計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (2) 米生産調整対策については、現行のとおりとする。
- (3) 農業振興資金及び畜産振興資金については、若美町の例による。
- (4) 畑作園芸試験研究センター及び地域種苗センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 農業関係事業については、次のとおり実施するものとする。
 - ① 国補助事業については、男鹿市の例による。
 - ② 県補助事業、市・町単独事業及び補助事業については、従来からの経緯及び実情に配慮しつつ実施する。
- (6) 土地改良事業の県営ほ場整備事業については、ガイドライン及び嵩上げは若美町の例による。農地防災事業及び広域関連農道整備事業、単独補助事業については、男鹿市の例による。
- (7) 農業関係協議会等については、それぞれの実情を尊重しながら、合併時に統一する。
- (8) 森林整備計画については、新市において新たな計画を策定する。
なお、新たな計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (9) 林業関係事業については、新市においても引き続き実施する。林業関係協議会については、男鹿市の例による。
- (10) 内水面漁業振興については、現行のとおり新市に引き継ぐ。海面漁業振興については、合併時に男鹿市の例による。
- (11) 漁業振興資金については、合併時に廃止する。
- (12) 漁港施設及びその管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (13) 漁港整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (14) 水産関係事業については、男鹿市の例による。

25-17 商工、観光関係事業

- (1) 中小企業等振興対策事業及び企業誘致については、合併時に男鹿市の例により統一する。
ただし、工業団地等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 中小企業事業資金融資制度については、男鹿市の例により調整する。
- (3) 商店街振興については、男鹿市の例による。
- (4) 観光宣伝事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 観光イベント事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、関係団体と協議し実施する。

25-18 勤労者、消費者関連事業

- (1) 勤労者関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 消費者行政は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、消費生活モニターについては、合併時に廃止する。
- (3) 消費生活相談については、合併時に男鹿市の例により統一する。

25-19 建設関係事業（道路現況、維持、除雪、占用等）

- (1) 2市町の認定道路は、すべて新市に引き継ぐ。市道の認定基準については、合併時までに男鹿市の基準をもとに再編する。
- (2) 除雪については、新市において新たに計画書を作成する。
- (3) 占用料については、合併時に道路法施行令（昭和27年政令第479号）別表「乙地」に定める額に統一する。減免対象の物件は現行のとおりとし、減免基準は合併時までに調整する。
- (4) 設置済みの街路灯は、すべて新市に引き継ぐ。地区要望の街路灯は、合併時から、その設置費及び電気料については男鹿市の例による。修繕料については、市が2分の1を負担する。

25-20 建設関係事業（都市計画）

- (1) 都市計画区域及び用途地域などについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 都市計画審議会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

25-21 建設関係事業（公営住宅）

- (1) 公営住宅等は、すべて新市に引き継ぐ。
- (2) 家賃等は現行のとおり新市に引き継ぎ、利便性係数については新市において新たに基準を策定する。
- (3) 募集時期及び方法は、合併時までに調整する。入居選考方法については、男鹿市の例による。
- (4) 入居資格については、現行のとおりとする。

25-22 下水道関係事業

- (1) 事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 受益者負担金（分担金）は、現行のとおりとする。ただし、徴収猶予及び減免措置については、合併時までに調整する。
- (3) 使用料については、当面現行のとおりとする。
- (4) 賦課方法は現行のとおりとし、納期は合併時までに調整する。徴収方法は、口座振替と納付書とする。
- (5) 融資あっせんについては、男鹿市の例による。既存のあっせん者に対する制度は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

25-23 学校教育事業

- (1) 奨学金貸付事業については、現行制度をもとに、合併時に統一する。ただし、合併前に決定を受けた者の貸付及び返還については、従前の例によるものとする。
- (2) 奨学審議委員会及び心身障害児就学指導委員会については、合併時に男鹿市の例により統一する。
- (3) 要保護・準要保護児童生徒就学援助については、合併時に男鹿市の例により統一する。
- (4) 公立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 学校給食事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

25-24 文化振興事業

- (1) 芸術文化協会については、合併時に統合できるよう2市町の協会との調整を図る。
- (2) 文化祭及び公民館主催事業については、当面現行のとおりとし、新市において見直し調整を図る。
- (3) 指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 文化財保護審議会については、合併時に男鹿市の例により統一する。

25-25 コミュニティ施策

- (1) 地区公民館等の建築については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、平成20年度からは、男鹿市の例による。
- (2) 地区公民館等の改修については、合併時に若美町の例をもとに調整する。

25-26 社会教育事業

- (1) 社会教育委員及び公民館運営審議会は、合併時に男鹿市の例により統一する。ただし、定数については、10人以内とする。
- (2) 成人式については、新市において統一して実施する。
- (3) 公民館運営管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 図書館及び図書室については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 各種講座、各種スポーツ大会、スポーツ教室・講習会及び体育祭については、当面現行のとおりとし、新市において見直し調整を図る。
- (6) 体育協会については、合併時に統合できるよう2市町の協会との調整を図る。
- (7) 体育指導委員は、合併時に男鹿市の例により統一する。ただし、定数については、15人以内とする。
- (8) スポーツ少年団については、合併時に本部を統一する。加盟団体については、現行のとおりとする。
- (9) 国民体育大会については、合併時に事務局を統一するとともに、平成17年度早期に準備委員会から実行委員会に改組し、その推進を図る。

25-27 その他事業

- (1) 指定金融機関、支払い等
 - ① 指定金融機関は、株式会社秋田銀行とする。
 - ② 指定代理金融機関は、株式会社北都銀行とする。
 - ③ 収納代理金融機関については、新市内のすべての金融機関とする。
- (2) 福祉医療
福祉医療給付については、合併時に男鹿市の例により統一する。
- (3) 情報公開制度
情報公開制度については、合併時に男鹿市の例により統一する。
- (4) 選挙
 - ① 投票区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - ② 投票時間については、合併時まで調整を図る。

26 新市建設計画


新市建設計画は、別添のとおりとする。

調 印 書


男鹿市と若美町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく男鹿市若美町合併協議会において、以上のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年11月24日

男鹿市長

佐藤 一 謙 

若美町長

佐藤 文 衛 

特別立会人

立会人

秋田県副知事

西村 哲男

合併協議会委員

杉本 博治

合併協議会委員

佐藤 善幸郎

合併協議会委員

船木 茂

合併協議会委員

古田 孝一郎

合併協議会委員

高桑 國三

合併協議会委員

佐藤 寿男

合併協議会委員

竹村 健一

合併協議会委員

小松 穂積

合併協議会委員

加藤 泰貴

合併協議会委員

伊藤 幸子

合併協議会委員

加藤義光

合併協議会委員

奇藤英一

合併協議会委員

村中靖彦

合併協議会委員

山本礼子

合併協議会委員

石黒茂雄

合併協議会委員

加賀谷正義

合併協議会委員

鎌田姫子

合併協議会委員

鈴木孫城

合併協議会委員

吉田慶喜

合併協議会委員

合併協議会委員